

令和 2 年 第 1 1 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 0 月 2 6 日 (金)

## 色麻町農業委員会議事録

令和2年10月26日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

### ・招集委員

番号	担当	氏名
1	農政	高橋たえ子
2	農地	堀籠慶浩
3	農地	鎌田一宣
4	農政	早坂勝一
5	農政	渡邊義彦
6	農政	佐藤文洋
7	農地	菅原敏臣
8	農地	阿部きよ子
9	農地	大泉貞行
10	農政	早坂成弘
11	農政	畑中長悦
12		堀籠勝恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤由美 ・ 事務局長 山田栄男

議決事項 第32号議案 農地法第3条の規定による許可決定について  
第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について  
第34号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について  
第35号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦労様です。  
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。  
本日の出席委員は12名全員でございます。  
定足数に達しておりますので、第11回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。  
【異議なしの声あり】  
それでは、7番 菅原敏臣委員、8番 阿部きよ子委員にお願いいたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。  
・・・省略・・・  
それでは議事に入ります。

第32号議案、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題といたします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第32号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。  
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請を受け付けたので審議されたい。  
記については、省略させていただきます。

議長 **番号20番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号20番、譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 四竈字大原 ○○-○○ 外1筆、地目 畑、地積 26,086㎡、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。  
なお、譲受人の取得後の農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしております。  
また、譲受人は親元就農という形で認定新規就農者として親の農地を借

りて営農しておられますが、就農後数年間のうちに自分名義にしなければ  
ならないという理由もあり今回の申請となりました。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地確認の報告を7番 菅原敏臣委員よりお願い致します。

菅原委員 それでは、番号20番について、現地確認の報告をいたします。

去る、10月12日、担当委員 阿部きよ子委員、大泉貞行委員、  
それに私と、山田局長の4名で現地確認をしてまいりました。

申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。

確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況を確認して参  
りました。

なお、申請地の利用状況、管理状況につきましては、適正に管理されて  
おり、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願  
い申し上げ、報告と致します。

議 長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。

議 長 それでは、ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号20番は可と決しました。

議 長 **番号21番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号21番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地 四竈字塩竈  
〇〇-〇〇 外37筆、地目 田、地積 22, 729㎡、譲渡事由につきま  
しては記載のとおりでございます。

なお、譲受人の取得後の農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委  
員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしております。

議 長

内容の説明が終わりました。

議 長

現地確認の報告を7番菅原敏臣委員よりお願い致します。

菅原委員

それでは、番号21番について、現地確認の報告をいたします。

確認日及び担当委員は先ほどの報告と同様であります。

申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。

確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況を確認して参りました。

なお、申請地の利用状況、管理状況につきましては、適正に管理されており、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます、報告と致します。

議 長

ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。

議 長

それでは、ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号21番は可と決しました。

**番号22番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号22番、譲渡人 加美町字西田 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竈字北道命○○-○○外2筆、地目 田、地積 3, 708 m<sup>2</sup>、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。

なお、譲受人の取得後の農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしております。

議 長

内容の説明が終わりました。

議 長

現地確認の報告を9番 おお いずみ さだ ゆき 大 泉 貞 行 委員よりお願い致します。

大泉委員      それでは、番号22番について、現地確認の報告をいたします。  
確認日及び担当委員は先ほどの菅原委員の報告と同様であります。  
申請地の内容は、事務局が申し上げたとおりでございます。  
確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況を確認して参りました。

                なお、申請地の利用状況、管理状況につきましては、適正に管理されており、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願ひ申し上げ、報告と致します。

議　　長      ご苦勞様でした。現地確認の報告が終わりました。  
それでは、ご発言いただきます。

                【異議なしの声あり】

議　　長      異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

                【全員挙手】

議　　長      全員賛成ですので、番号22番は可と決しました。  
以上で、第32号議案、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議　　長      **第33号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題**といたします。

議　　長      事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長      第33号議案 農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可申請の意見決定について。  
上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。  
記については、省略させていただきます。

議　　長      **番号5番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長      番号5番、譲渡人 ○○ さん、譲受人 株式会社○○ さん、申請地 志津字新西北田○○－○○ 外1筆、地目 田、地積 3, 112 m<sup>2</sup>の内730 m<sup>2</sup>。

申請内容は、自給飼料の生産を行うバンカーサイロにおける通路・作業スペースとして敷砂利し利用するため転用であります。

審議資料として、位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。

なお、本件については、申請者が転用の必要がないものと自己判断をしまして敷砂利を行ってしまったという状況であります。

状況を把握した時点において町産業振興課と当事務局で現地調査と聞き取り調査をし対応にあたっております。

申請にあたっては、始末書を提出していただいたなかでの申請とさせていただきます。

内容の説明が終わりました。

議 長

現地調査の報告を 8 番 阿 部 きよ子 委員よりお願い致します。

阿部委員

農地法第 5 条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。

現地調査の日程及び担当委員については、第 3 2 号議案の報告と同様であり、申請内容は、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。

確認事項といたしまして、農振地域は、農用区域内でございます。

無断転用につきましては先ほど事務局から説明があったとおり、敷砂利を行っている状況でございます。

土地改良区との関係は、改良区の区域内であります。

用排水路や被害防止についての問題はありませんでした。

指導事項につきましては、隣接地への被害防止対策、発生した場合の迅速な対応の厳守。

乗り入れ口及び用排水路の保全。

事業完了後の適切な現況復旧の厳守。

転用等の計画がある場合には、早い段階で町及び農業委員会への相談をしていただくことなどあります。

無断転用はありますが、申請内容については問題はありませんでした。

委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告に替えさせていただきます。





手をお願いします。

**【全員挙手】**

議 長

全員賛成ですので、番号79番は可と決しました。

以上で、第34号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案どおり可と決定いたしました。

議 長

**第35号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。**

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

第35号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記については、省略させていただきます。

議 長

**番号6番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。**

事務局長

番号6番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田守彦さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新塚田○○-○○ 外7筆、地目 田、地積 13, 147㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

なお、本件については、機構と設定を受けるものの親が契約をしておりましたが、親が亡くなったことにより子が引き継ぐ形となります。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議 長

全員賛成ですので、番号6番は可と決しました。

以上で、第35号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定については、原案どおり可と決定いたしました。

議長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議長 第11回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前9時00分

閉会時刻：午前9時19分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和2年10月26日

議長（会長） 堀 籠 勝 惠 ⑩

署名委員 菅 原 敏 臣 ⑩

署名委員 阿 部 きよ子 ⑩